

小山市立羽川西小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

〈いじめ防止対策推進法の定義より〉

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が著しい苦痛を感じているものをいう。

2 いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる」ということを踏まえ、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということを強く認識した上で、いじめる側の状況も考え、いじめのない学校づくりに向けて組織的・継続的に取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ① 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けることを通して、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない心」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
- ② 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- ③ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導には細心の注意を払う。
- ④ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを教職員一人一人が強く認識する。
- ② 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化やサインを見逃さないようにする。
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合は、決して一部の教職員が抱え込むことなく、組織的に対応する。
- ④ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくとともに、校内の体制を整える。
- ⑤ 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい環境を整える。
- ⑥ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ① いじめられている児童の心情を理解し、徹底的に守り通し、安全を確保する。
- ② いじめられている児童や保護者の立場に立って不安を解消するよう対応する。
- ③ いじめられている児童については、事実を確認したり、その子の内面を理解したりするなど、再びいじめをすることがないように、継続的に指導・援助する。
- ④ 双方の保護者に対して説明し、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努める。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さない態度を育てる。
- ⑥ 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。

小山市羽川西小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 いじめ防止等の対策のための組織について

児童指導（いじめ対策）委員会を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめが起これない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる状況を把握した際は、早期解決に向けて組織的に対応する。

また、本委員会において、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取り組みが実効あるものとなるよう改善を図る。

（1）児童指導（いじめ対策）委員会

- ① いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見にかかわる委員会」を組織し、定期的に開催する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、特別支援教育担当
教育相談担当、該当担任

イ 実施する取り組み

○未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体計画の立案
- ・全体計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関する調査
- ・集団を把握するための調査（QU検査）の実施と結果の分析
- ・いじめの相談窓口（教頭・児童指導主任・担任）の設置と教育相談体制の評価
- ・校内研修会の企画・立案
- ・配慮児童への支援方針決定 等

○早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析
- ・情報交換による児童の状況把握と情報の共有

ウ 取組の改善

本委員会において、「小山市立羽川西小学校いじめ防止基本方針」を学校HP等に公開し、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実行性のあるものとなるよう改善を図る。

- ② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある状況が発生したときに対応するため「いじめ認知時の対応にかかわる委員会」を組織し、随時開催する。

ア 委員

校長、教頭、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談係、その他関係の深い教職員、必要に応じて市教育委員会からの専門家等

イ 実施する取組

○調査方針の検討、役割分担等

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある児童への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で丁寧に対応する）
- ・市教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関等）

○指導方針の決定と指導体制の確立

- ・学級への指導と支援
- ・被害児童、加害児童への指導と支援
- ・傍観者（観衆）への指導と支援
- ・仲裁者を増やすための指導・支援
- ・保護者との連携
- ・市教育委員会との連携
- ・関係機関との連携

2 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、日々の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止に向けて

① 教職員のいじめに対する意識の高揚と指導力の向上

- いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制の改善

- 学校組織としてのいじめ問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など、様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付け、組織的かつ計画的な指導をする。

学業指導の充実

- ・好ましい集団を育む学級経営を充実させ、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「分かる・できる・定着する授業」を目指した学習指導の充実。
- ・「主体的・対話的で深い学びの実現」「ねらいを明確にした授業の工夫」「内容の定着を意識したまとめや振り返り」「子どもが楽しいと思える授業づくり」に努める。
- ・すべての教員が授業を公開し、互いに授業を参観し合う。

道徳教育の充実

- ・全教育活動を通して道徳性を養う。
- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。

特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育成する。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・小山市いじめゼロ子どもサミットを受け、いじめをなくすために、児童自らが考え実践できる活動を目指して、いじめゼロ集会を開くなど、児童の主体的な活動を推進する。

人権教育の充実

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。
- ・教職員の言葉が、児童の心を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が、人権感覚を磨くとともに指導に細心の注意を払う。

一人一人を大切に作る学級経営

- ・一人一人の児童に寄り添う指導・支援に努め、自己有用感を実感できる学級づくりを行う。
- ・QU 検査を実施し、結果を生かして改善を図る。
- ・学級活動や帰りの会等を活用し、互いのよさを認め合う場や機会を意図的に設定する。
- ・ロング昼休み等の共遊の時間を通して、教師と児童のふれあいを深め、児童理解に努める。

④ 保護者・地域との連携

- PTA や地域の方々と協力して保護者を対象に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者にも啓発を図る。
- 学校評価を活用する等、「学校としてのいじめ問題への取組」について改善を図る。

⑤ 指導上の留意点

- 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は避ける。
- 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

⑥ ネットいじめへの対応

- 学級活動等を活用して、児童一人一人に対して、インターネットの利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。
 - ・掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷は絶対にしない。

- ・有害サイトにアクセスしない。
- 情報モラル講習会を開催し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

(2) いじめの早期発見に向けて

① 早期発見のための認識

- 些細な兆候であっても、いじめかもしれないという認識をもち、早い段階から複数の教職員で適切にかかわり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から、児童を見守り、信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようにする。

② 早期発見のための手立て

- 児童が気軽に相談できる雰囲気を作るとともに、組織的な対応ができるよう教育相談体制を確立したり、日記の記述内容を確認したりし、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるようにする。
(朝、授業中、休み時間等)
- 日頃から、配慮児童や気になる児童の情報を共有するとともに、職員会議等において情報交換を行い、組織的に対応できる体制を整える。
- 児童が安心していじめを訴えられるように「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- いじめについて、保護者にも十分周知し、保護者の悩みにも対応できるようにする。
- 児童や保護者に対して、いじめの相談窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- SC や SSW を気軽に利用できる体制を整える。

(3) いじめの早期解決に向けて

① 早期解決のための認識

- いじめられた児童や保護者に対して、必ず守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

② 早期解決のための対応

- 児童指導(いじめ対策)委員会(いじめ認知時の対応にかかわる委員会)が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査を行う。その際必要に応じて、市教育委員会からの支援を受けるなど、外部専門家とも連携する。

③ 児童や保護者への支援

- いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事実について情報を共有する。

- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえて十分話し合った上で解決する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- いじめた児童が、十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

④ いじめが起きた集団（観衆・傍観者・仲裁者）への働きかけ

- いじめ問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育てる。
- はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- いじめを止めさせたり、いじめられている人やいじめている人の話を聞いたりできる人間関係が築けるよう支援する。

⑤ ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した場合には、児童指導委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携構築に努め、当該いじめにかかわる情報の削除等を求める。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

⑥ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

⑦ 解決後の継続的な指導・支援に向けて

- 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら組織的に指導・支援する。
- 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるような集団づくりに努める。

⑧ 重大事態への対応

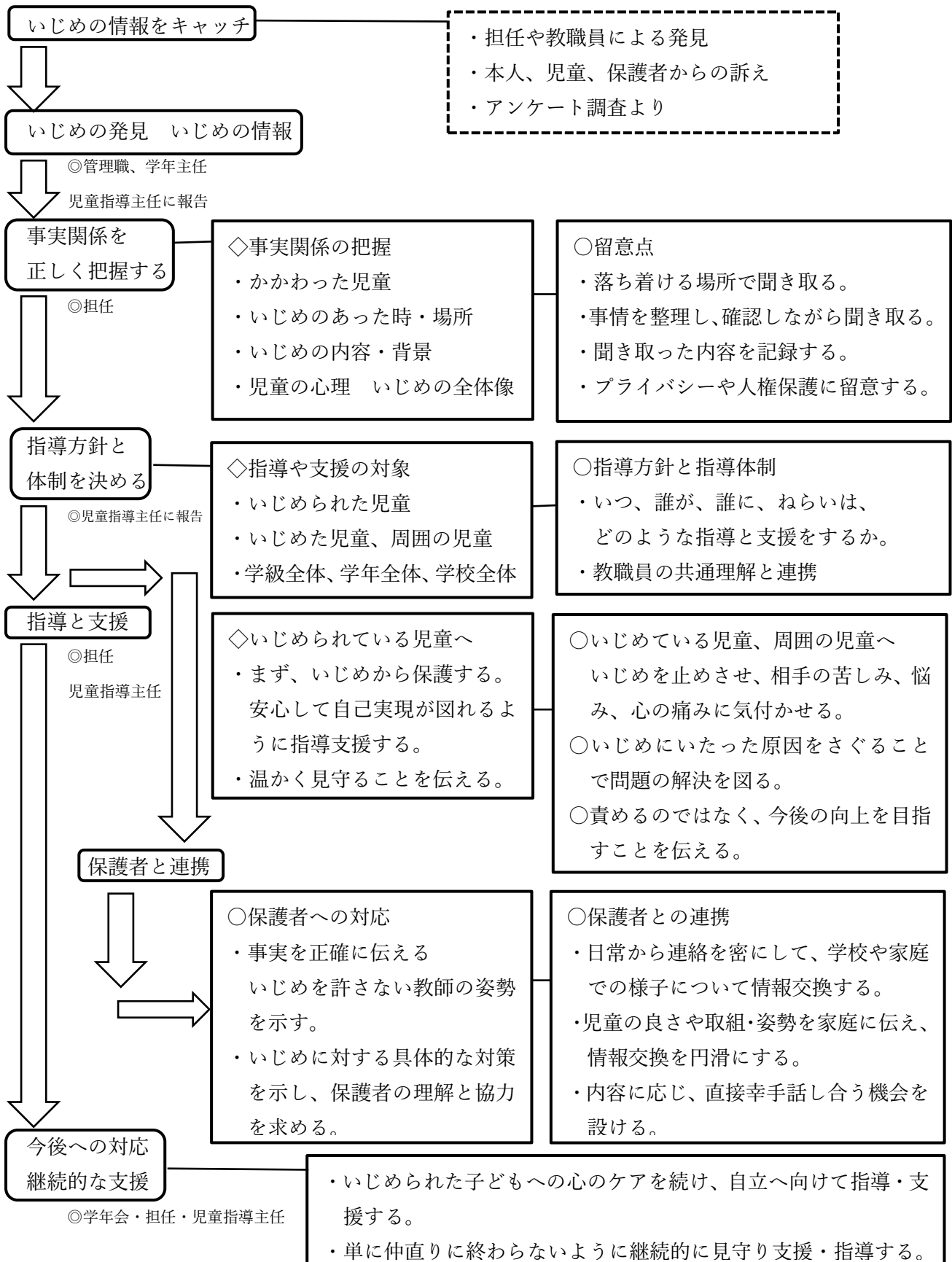
- 市教育委員会に報告するとともに、状況に応じ所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 当該いじめの対応については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の指導を仰ぎながら、原則として本校の児童指導委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- 当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携し、SC や SSW も有効活用していく。
- いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らか

になった事実関係について、経過の報告も含め、適時、適切な方法により、誠意をもってその説明に努める。

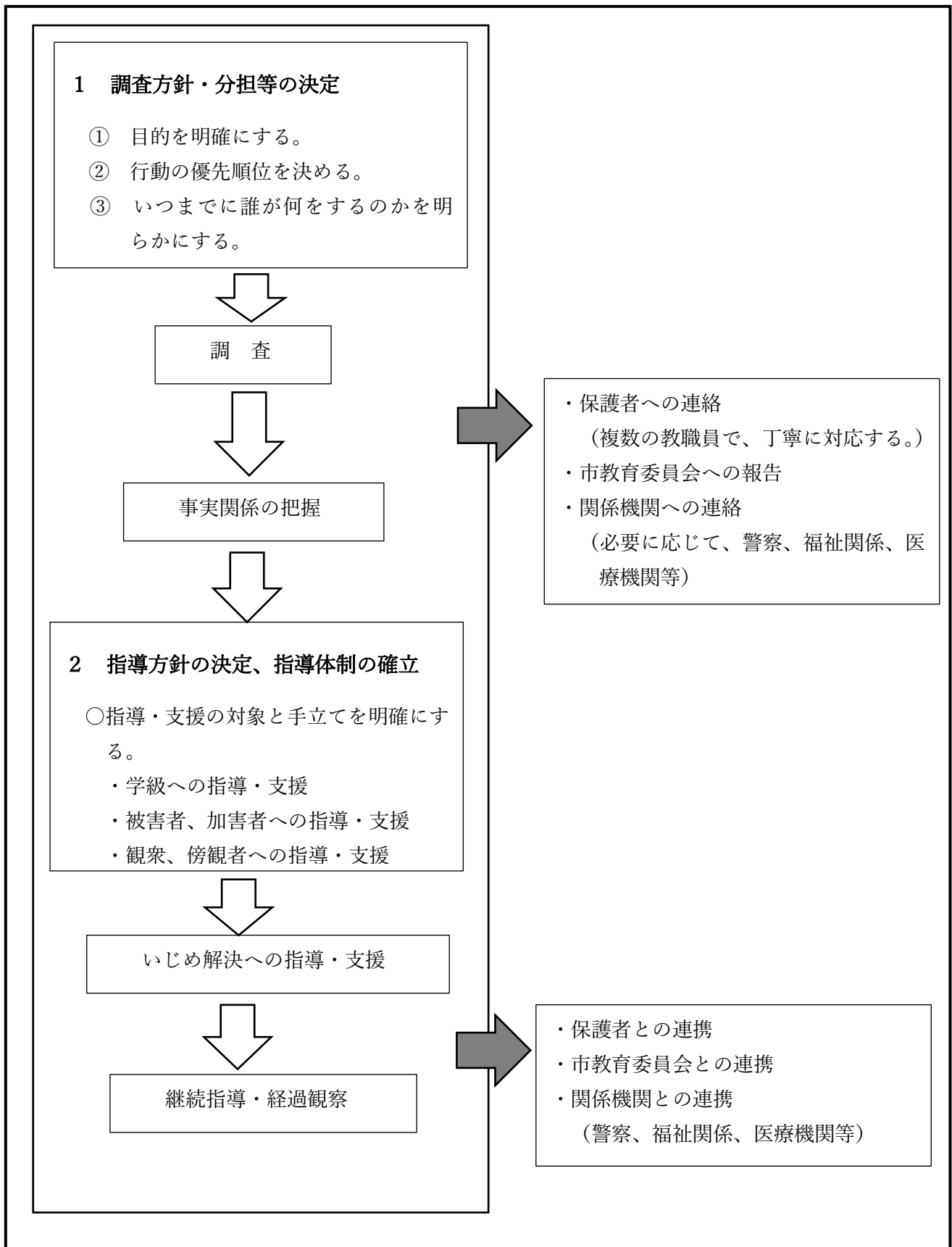
- 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時、適切に保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- 児童指導委員会（いじめの未然防止・早期発見対応にかかわる委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

3 対応の基本的な流れ

●いじめが疑われる行動や様子、いじめ発見からその対応について



3 (2) 対応の基本的な流れ

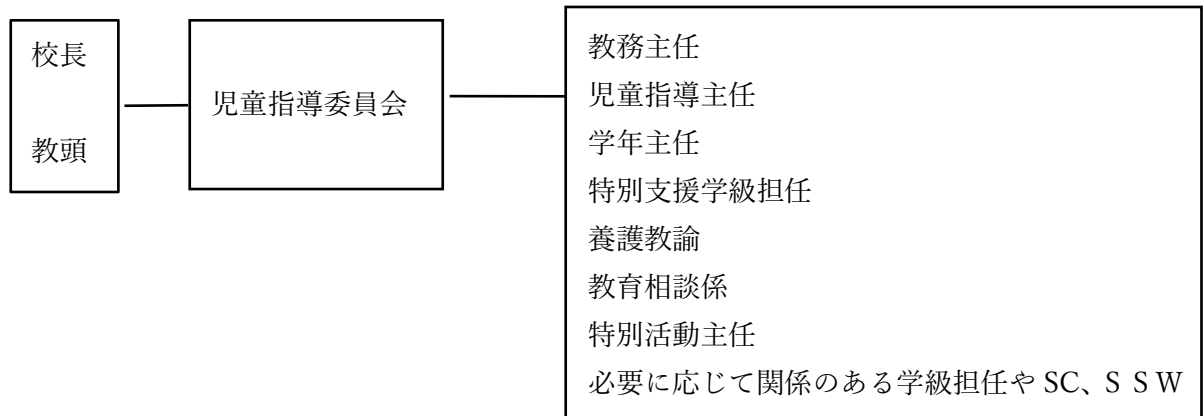


4 いじめ防止に関する年間計画

月	実 施 内 容
4	○児童の様子、実態等の確認・把握 (前年度からの引継ぎ確認) ○家庭確認による情報収集 ○児童指導委員会(毎月の職員会議時) ○保護者への「学校いじめ防止基本方針」の周知(学校HP) ○生活アンケートの実施
5	○配慮児童の共通理解 ○小山市いじめゼロ子どもサミットへの参加
6	○QU検査の実施 ○教育相談月間 ○いじめゼロ集会 ○情報モラルに関する指導
7	○QU検査の結果分析 ○個人面談
8	○いじめ等に関する校内研修会
9	○長期休業後の児童の様子、実態等の確認・把握 ○生活アンケートの実施
10	○QU検査の実施 ○教育相談月間
11	○道徳授業の公開 「ふれあい授業参観」「心を育てる学校教育の週間」
12	○人権週間 ○QU検査の結果分析 ○学校評価の実施(児童・教職員・保護者)
1	○長期休業後の児童の様子、実態等の確認・把握 ○学校評価をもとに改善のための検討・改善策の策定
2	○教育相談(随時)
3	○次年度への引継ぎ

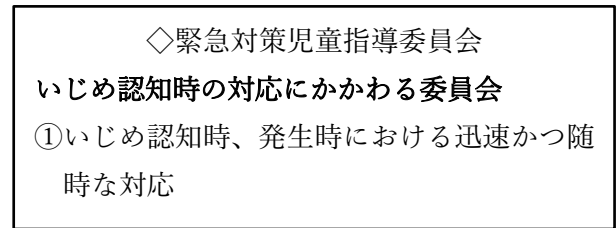
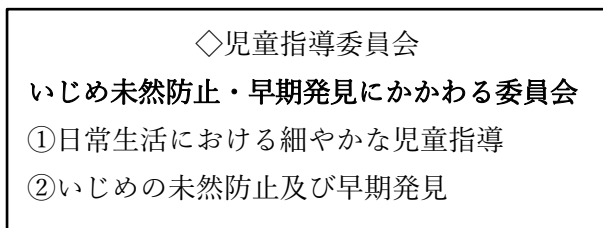
◆児童指導委員会

(1) 組織

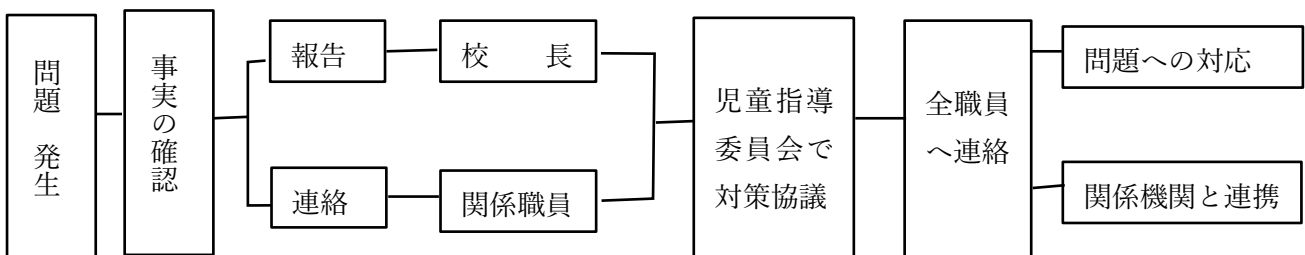


(2) 運営

児童指導委員会は、児童指導上の問題点や各種の予防的な活動を検討し、その実践を推進していくための研究協議と連絡調整をすることをねらいとし、定期的を開くものとする。ただし、緊急に話し合う必要のある場合は、随時開くものとする。



(3) 指導体制



(4) 具体的な対応

